

森林環境保全整備事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
森林環境保全 整備事業（小 川20外誘導伐 ・地拵外3）	スギ 外材 素	生産資材 等内訳書 及び事業 内訳書の とおり	m ³ 1,800	—	請負金額 円也 （うち取引に係る消 費税及び地方消費税 の額 円也）	徳島県三好 市東祖谷古 味 小川国有林 20林班い小 班外2	山 元 最 終

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。
請負予定金額欄の（ ）部分は、請負者が課税事業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和9年3月19日

3 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	月 1 回 以 内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与品

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- (1) 請負者は、森林作業道により素材の搬出作業を行う場合は、請負者の責において適宜、当該森林作業道の水切り処理を行い、異常気象等による森林作業道及び林地における被害の未然防止に努めなければならない。
- (2) 請負者は、林道端、流出のおそれのある箇所、法令で制限される箇所等に集積された末木、枝条等の処理にあつては、山元へ逆送する等して、事業実行上、支障のない場所へ移動しなければならない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書並びに 令和 8 年 7 月 9 日に交付した 国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 徳島県徳島市川内町鶴島239番地 1
分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 一 村 道 明 印

請負者 住所
氏名
印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合

請負者 □□□□□□共同事業体
代表者 住所
氏名
印

構成員 住所
氏名

生産資材等内訳書

<伐倒対象資材：立木>

林 小 班	林 齢	樹 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	立木材積 (m ³)	立 木 単材積 (m ³)	本 数 伐採率 (%)	備 考
20い	68	ス ギ	1.64	689	855.38	1.24	100	誘 導 伐
		ヒ ノ キ	1.11	856	635.63	0.74	100	
		計	2.75	1,545	1,491.01			
20ろ	64	ス ギ	0.50	261	342.70	1.31	100	誘 導 伐
		ヒ ノ キ 計	0.50	261	342.70			
20は	64	ス ギ	2.64	1,338	1,133.00	0.85	100	誘 導 伐
		ヒ ノ キ	0.81	616	340.34	0.55	100	
		計	3.45	1,954	1,473.34			
合 計		ス ギ	4.78	2,288	2,331.08			
		ヒ ノ キ	1.92	1,472	975.97			
		計	6.70	3,760	3,307.05			

<集材対象資材：立木（請負予定数量：素材）>

林 小 班	林 齢	樹 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	立木材積 (m ³)	請 負 予定数量 (m ³)	備 考
20い	68	ス ギ	1.64	689	855.38	500	胸高直径12cm上
		ヒ ノ キ	1.11	856	635.63	300	
		計	2.75	1,545	1,491.01	800	
20ろ	64	ス ギ	0.50	261	342.70	190	胸高直径12cm上
		ヒ ノ キ 計	0.50	261	342.70	190	
20は	64	ス ギ	2.64	1,338	1,133.00	600	胸高直径12cm上
		ヒ ノ キ	0.81	616	340.34	200	
		計	3.45	1,954	1,473.34	800	
20い 外1(道)	一	ス ギ	0.06	32	18.50	7	森林作業道 作設支障木
		ヒ ノ キ	0.01	10	6.14	3	
		計	0.07	42	24.64	10	
合 計		ス ギ	4.84	2,320	2,349.58	1,297	
		ヒ ノ キ その他	1.93	1,482	982.11	503	
		計	6.77	3,802	3,331.69	1,800	

作業工程等内訳書

作 業 工 程 等		単位	作業工程等別数量	作 業 方 式	備 考
林 内 作 業	全 木 伐 倒	m ³	3,332	人 機 併 用	数量は、立木材積 ※小数以下は四捨五入
	集 造 材	m ³	1,800	機 械 使 用	数量は、請負予定数量
	山 元 巻 立	m ³	50		
	森林作業道修繕 (0.45 m ³)	h	200		
	枝 条 等 集 積 A	式	1		
林 外 作 業	山 元 ・ 最 終 積 込	m ³	1,750		山元積込・最終積込の計
	トラック運材 1	m ³	1,500	10 t トラック	平均運材距離 76.3 km 【株式会社三好木材センター】

※平均運材距離は、片道の距離である。

(生産完了検査場所別数量内訳)

生産完了検査場所	単位	生産完了検査場所別 請 負 予 定 数 量	生産完了地点	備 考 (販 売 方 法)
山 元	m ³	50	山 元	一般競争入札等
最 終	m ³	250	山 元	産 物 販 売 委 託
最 終	m ³	1,500	最 終	製品システム販売
合 計		1,800		

※各生産完了検査場所別請負予定数量は、発注者の指示により変動することがある。

造林事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林等名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間等
						スギ	ヒノキ	計	
3	地拵	小川	20い	2.75	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日 筋刈筋置
4	地拵	小川	20ろ	0.50	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日 筋刈筋置
5	地拵	檜尾	20は	3.45	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日 筋刈筋置
3	植付	小川	20い	2.75	ha	4,950		4,950	自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日 1800本/ha
4	植付	小川	20ろ	0.50	ha	900		900	自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日 1800本/ha
5	植付	檜尾	20は	3.45	ha	6,210		6,210	自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日 1800本/ha
3	単木保護具設置	小川	20い	1.06	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日
4	単木保護具設置	小川	20ろ	0.50	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日
5	単木保護具設置	檜尾	20は	1.93	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日
3	獣害防護柵設置	小川	20い	1.25	km				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日
5	獣害防護柵設置	檜尾	20は	1.15	km				自 契約締結日の翌日 至 令和9年3月19日

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（％）、下段はha当たりの目安伐採本数（本）である。

材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	品質・規格	数 量	単位	備 考
スギコンテナ苗木	苗長35cm～65cm	12,060	本	花粉の少ない苗木（特定苗木）
獣害防護柵（L型）	6 のとおり	48	セット	セット内訳は6 のとおり （1セット50m）
単木保護具	7 のとおり	6,282	セット	セット内訳は7 のとおり

※作業場所ごとの数量については、事業内訳書による。

3 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用すること。

4 請負者は、2の苗木について、花粉の少ない苗木（特定苗木）を使用すること。

なお、「生産事業者表示票」または「配布事業者表示票」を保管し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

5 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6 獣害防護柵（L型）のセット内容は下記を基本とする。

番号	名 称	品質・規格	数 量	単位
①	ネット	ステンレス線入り 50mm目合 2.4m×50m 上段1.0mポリエチレン（400D 30本以上） 中段1.0mステンレス入り（400D 30本以上 φ0.29 4本） 下段0.4mポリエチレン（400D 30本以上） 視認性の良い色	1	枚
②	上張りロープ	φ8mm×55m PEロープ 視認性の良い色	1	巻
③	下張りロープ	φ8mm×55m PEロープ	1	巻
④	押さえロープ	φ8mm×55m PEロープ	1	巻
⑤	支柱控えロープ	φ6mm×55m PEロープ	1.4	巻
⑥	支柱（耐雪用）	φ25mm～40mm×2400mm	16	本(セット)
⑦	支柱キャップ	φ25mm～40mm用	16	個
⑧	アンカー（下張り用）	400mm以上 4方向返し付き	46	本
⑨	アンカー（押さえ用）	400mm以上 4方向返し付き	46	本
⑩	アンカー（支柱控え用）	400mm以上 4方向返し付き	16	本
⑪	結束バンド	200mm 100本/袋 耐候性	0.5	袋
⑫	補修糸	φ2.6mm×55m（ステンレス入り）	0.2	巻

7 単木保護具のセット内容は下記を基本とする。

番号	名 称	品質・規格	数 量	単位
①	ネット	設置仕様書の寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品、またはその実績がある製品）、非生分解性素材、積雪に耐える強度を有するもの	1	枚
②	支柱	設置仕様書の寸法以上、非生分解性素材、積雪に耐える強度を有するもの	1	式
③	留め具	支柱とネットを固定する金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さで強度を有するもの	1	式

8 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

6、7について、同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

特 記 仕 様 書

1 発注者は、事業の完了に当たって、設計図書及び四国森林管理局が定める製品生産事業請負監督・検査要領の検査基準に適合していると認めたときは、合格と判定する。

2 請負者は、発注者が国有林材の供給調整を行う必要があると認めたときは、国有林材の供給の時期及び数量の調整に関して、可能な範囲で発注者に協力するよう努めるものとする。

3 技術提案

(1) 請負者は、提出した技術提案書（別紙）の評価項目事項を確実に履行しなければならない。なお、発注者は、請負者の責めに帰すべき事由により技術提案に不履行があると認めたときは、請負金額の減額又は損害賠償請求を行うことがあるほか、技術提案の履行状況が評価した水準に満たないと認めたときは、請負事業成績評定の採点において評価項目ごとに3点を減ずるものとする。

(2) 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、無償で利用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(3) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業の実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

4 技術改革等

請負者は、事業完了後、検査実施時までの間に、自ら請負事業地において実施した技術改革等に関する取組の実施状況を発注者が定める様式により、提出することができる。

5 生物多様性保全の配慮

請負者は、事業実行に当たっては、林分単位における樹種の多様性の確保を目的として、次の各号に掲げる事項を遵守し、生物多様性の保全に配慮した施業を行うものとする。

(1) 事業現場に侵入し生育しているスギ、ヒノキ等の造林木以外の天然木（広葉樹、針葉樹、幼稚樹を含む。）は、安全かつ効率的な作業の実施に支障を及ぼすもの及び造林木の生育を著しく阻害するものを除き、積極的に保残するものとする。

(2) 事業実行に伴い、前号に掲げる保残すべき天然木に損傷を与えた場合にあっては、安全かつ効率的な作業の実施に支障を及ぼす場合を除き、当該天然木は保残するものとする。

(3) 事業現場において希少植物の群生等が確認された場合には、その取扱いについて監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。

(4) 森林作業道作設の計画に当たっては、溪畔周辺での路線配置を回避するものとし、監督職員と十分に協議の上、その指示に従うものとする。

6 森林作業道

(1) 新設・既設森林作業道の修繕

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第 15 条によるほか次のとおりとする。

① 稼働時間管理

- ・日々の作業開始及び終了時に建設機械に装備されたアワーメーター等の表示数値を目視確認できるよう撮影すること。また、発注者が別に定める様式に修繕の記録を記載し、写真とあわせて監督職員に提出すること。

修繕した記録は、新設路線、既設路線で分けて記載すること。

② 写真管理

- ・出来形が確認できるものとし、同一位置から作業の着手前・実行中・完了後を撮影して、整理編集の上、監督職員に提出すること。
- ・使用機械は、機種確認ができるよう撮影すること。
- ・被写体には、日付・作業内容・作業場所を記載した表示板を添えること。
- ・表示板が入っていないもの又は不明瞭なものは、台紙に必要事項を記載すること。
- ・撮影した写真は、新設路線、既設路線で分けて整理編集すること。

(3) 作業内容

- ・既設路線の拡幅については、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書森林作業道作設標準例に基づき、幅員を 2.5m から 3.0m にすること。拡幅により発生する切土については、路盤全体に盛土を行い、十分に締め固めること。

拡幅により、残土が発生する場合は、監督職員の指示によること。

- ・既設森林作業道に発生している崩土については、取り除き、路盤に敷き均しを行い、十分に締め固めすること。
- ・路面整正は、安全に通行できる程度に不陸部分を均すこと。
- ・新設路線の修繕は、集中豪雨等やそれに準ずる状況の修繕を行ったときに支払いし、通常の維持管理の修繕は支払いしない。

7 伐倒

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第 12 条に基づく、列状間伐の列幅及び列の取り方については、1 伐 2 残または 1 伐 3 残とし、間伐材積率 30% 程度とする。また、搬出困難区域については、同条に基づき実施すること。

8 生産性向上

- ### (1) 製品生産事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(2)(b)ア(7)①）で定める黑板については、小黑板情報の電子的記入を行うことができる。

9 山元巻立

山元巻立については、製品生産事業請負標準仕様書第 33 条及び四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第 16 条によるほか次のとおりとする。

- (1) 巻立数量については、生産資材内訳書に記載している数量とする。
- (2) 巻立を行う素材の規格については、低質材とし、径級 8cm 上、長級は監督職員の指示とする。
- (3) 槿の積み上げの高さは、原則 2.0m 以下とし、やむなく 2.0m を越える場合は、安衛法別表第 18 第 15 号に掲げるはい作業主任者を選任し、その指揮により作業を行うこと。
- (4) 請負者は、巻立が完了した場合は、監督職員に報告し数量検査を受けること。

10 諸法規の遵守

- (1) 請負者は、保安林内作業行為、国定公園にかかる行為、道路の占有等について、県知事同意の範囲内で作業を行うこと。なお、やむを得ず同意の範囲を超えるおそれのある場合は、発注者に対して、県知事との再協議を求めること。
- (2) 請負者は、国県市町村道において、道路使用許可を必要とする行為を行う場合は、管轄する警察署において、道路使用許可申請の手続きを行い許可を得ること。また、許可後は、道路使用許可証の写しを発注者に提出すること。
- (3) 請負者は、林業用機械で国県市町村道を走行する場合は、ホイール型及び道路運送車両の保安基準に適合した機械とし、大型特殊自動車としてナンバーを取得、小型特殊自動車免許または、大型特殊自動車免許を取得していること。

11 無人航空機の飛行

請負者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」（四国森林管理局 HP 参照）を発注者に提出するとともに、無人航空機を飛行させるために入林する場合の注意事項について遵守すること。

12 一括発注及び混合契約

(1) 末木枝処理の取扱いについて

- ① 混合契約においては「立木入札案内書の特約事項（作業上の留意事項）第 6（末木枝条等の処理）」により処理を実施すること。
- ② 一括発注においては、特約事項により処理を行うこととするが、その具体的な処理方法については事業実施前に監督職員及び森林官と事業主または現場代理人との間で指示承諾書を取り交わすこと。

(2) 事業地面積の確定

搬出方法について車両系搬出作業による場合、森林作業道の線形が実行段階でないと確定しない状況から、地拵面積及び植付面積等が確定されていない。このことから、当初契約時は概算による面積とし、搬出完了後に面積を確定し、変更契約を実施することとする。

13 主伐を伴う森林環境保全整備事業の枝条等集積

(1) 枝条等集積 A

請負者は、枝条等集積 A に係る作業として、監督職員の指示に従い、グラップル

等により枝条等を伐採区域に隣接する保残区域や近接する林小班等に集積して、植栽面積の確保や林地崩壊の未然防止を図らなければならない。発注者は、森林作業道での造材により発生した枝条等が、監督職員の指示に従い、安定した状態にして集積されたことの確認をもって合格と判定する。

(2) 枝条等集積 B

請負者は、枝条等集積 B に係る作業として、監督職員の指示に従い、フォワーダ等を使用して枝条等を伐採区域から運搬し、山元土場等に集積して、植栽面積の確保や林地崩壊の未然防止を図らなければならない。発注者は、森林作業道での造材により発生した枝条等が、監督職員の指示に従い、安定した状態にして集積されたことの確認をもって合格と判定する。

14 契約時における安全指導

請負者は、発注者が行う契約時の安全指導を受けること。

請負者は、発注者が手交する「林業労働における安全衛生確保のための遵守事項等」を遵守し労働災害防止を図ること。

15 事故報告書

製品生産事業請負標準仕様書第 21 条に基づく事故報告については、以下のとおりとする。

- (1) 請負者は、事故及び労働災害が発生したときは、速やかに（原則として災害が発生した日）事実関係が明らかな範囲で発注者に報告すること。
- (2) 休業が 4 日以上の場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 23 号）の写しを発注者に提出すること。
- (3) 休業が 4 日に満たない場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 2 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 24 号）の写しを発注者に提出すること。
- (4) 重大な災害（死亡災害等）が発生した場合は、災害にかかる現地調査等を行うことから、請負者は調査に協力すること。

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第 27 条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.50 m

筋置幅 1.50 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、（１）アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の 20%以上減にならないもの又は置幅の 20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上 20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

（注）植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

- (4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

- (5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

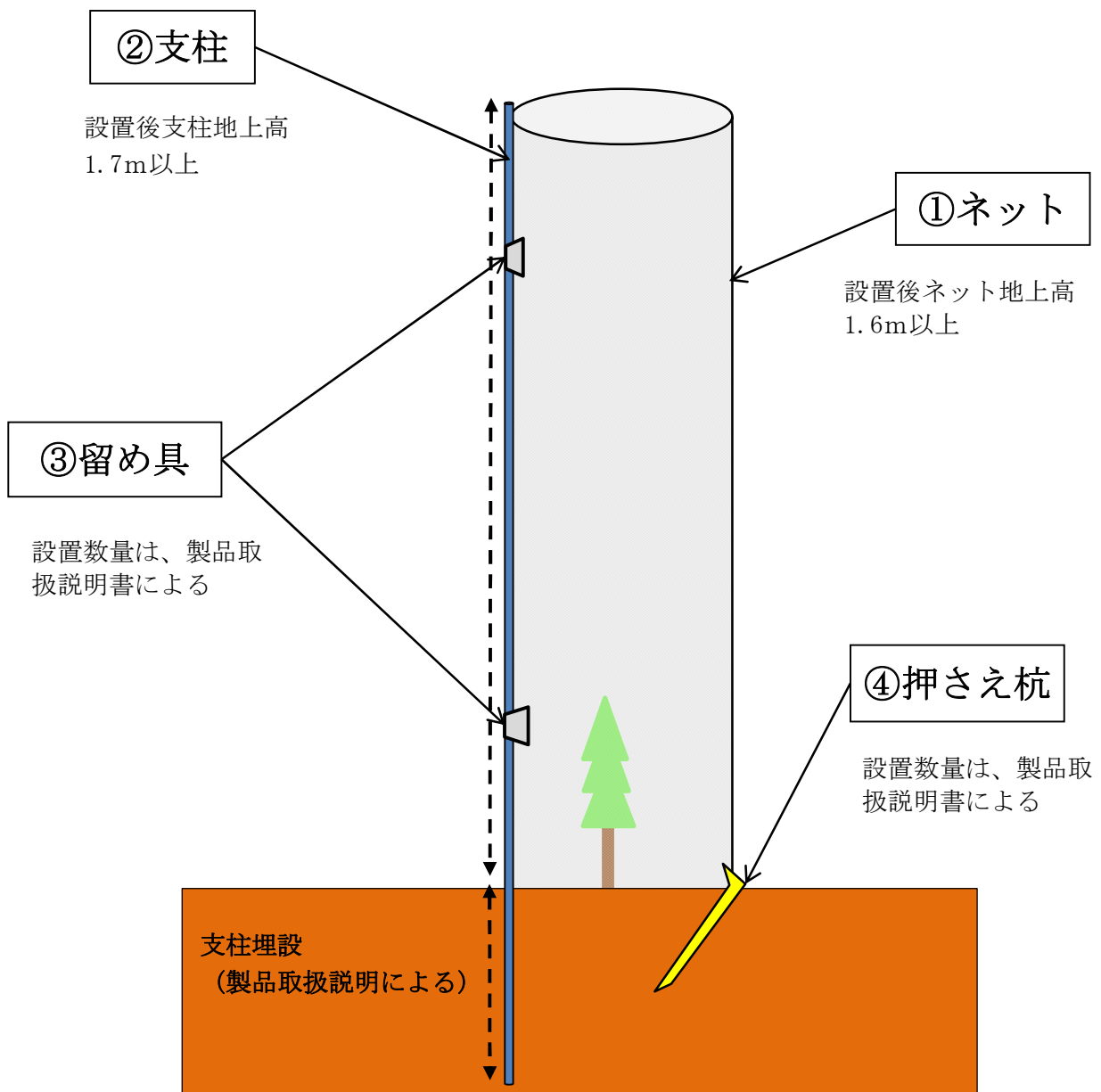
植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 28 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 1,800 本
 - (2) 列間距離 2.00 m 苗間距離 2.50 m
 区域縁から 2.00 m 離して植付すること。
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

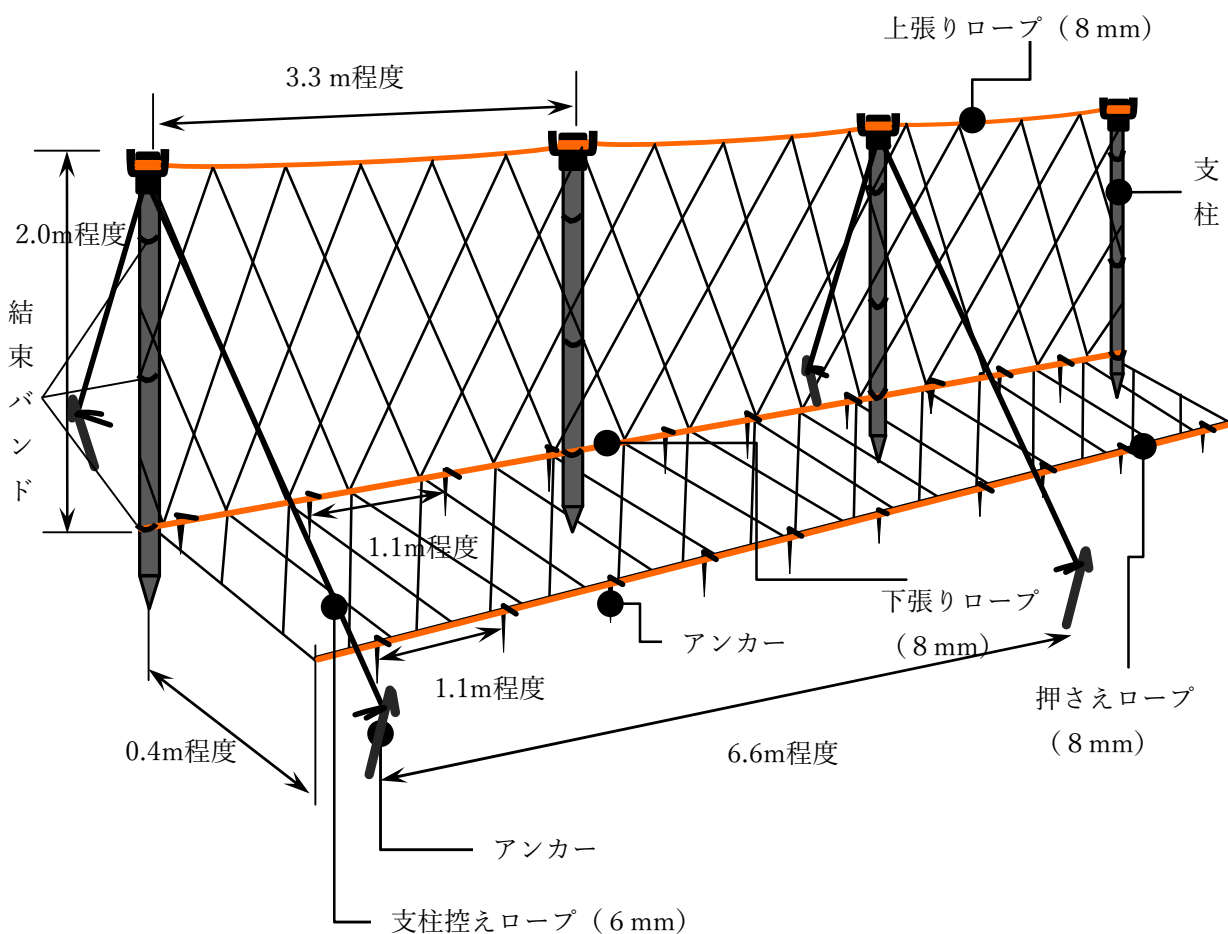
単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



獣害防護柵設置仕様書及び定規図

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. シカ防止ネットは、下記の寸法を基本として設置する。
3. シカ防止ネット設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 支柱の間隔は3.3m程度とし、上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
5. 支柱と本体ネットは上・中・下3箇所、結束バンドで固定し、下段は、下張りロープと一緒に固定すること。
6. 下張りロープと押さえロープの間は、区域の外側に広げて地面に接するように敷くこと。
7. アンカーは、下張りロープ、押さえロープに1.1m程度の間隔で設置し、ロープと地面に隙間ができないようしっかりと固定すること。
8. 下張りロープを固定するアンカーは、必ず支柱基部に1本打ち込むこと。
9. 監督職員の指示に基づき開閉できる出入口を作製すること。
10. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。





森林環境保全整備事業(小川20外誘導伐・地拵外3)位置図
徳島県三好市東祖谷古味 小川国有林20林班い小班外2

東祖谷古味

東祖谷樫尾

オコヤトコ

0 0.5 1 1.5 km

1:20,000

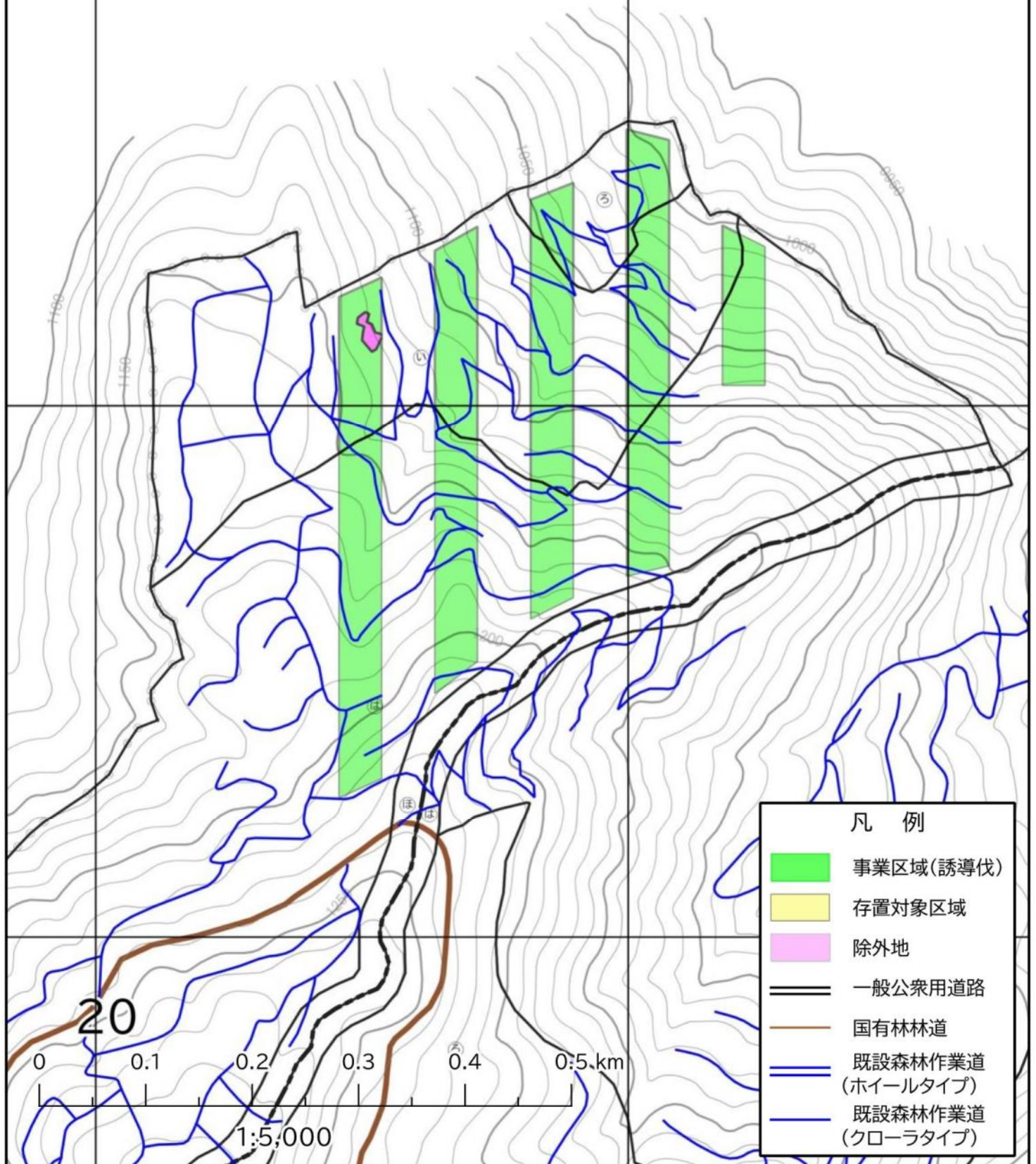
出典:国土地理院ベクトルタイルを加工して作成

凡 例

-  事業区域
-  国有林林道

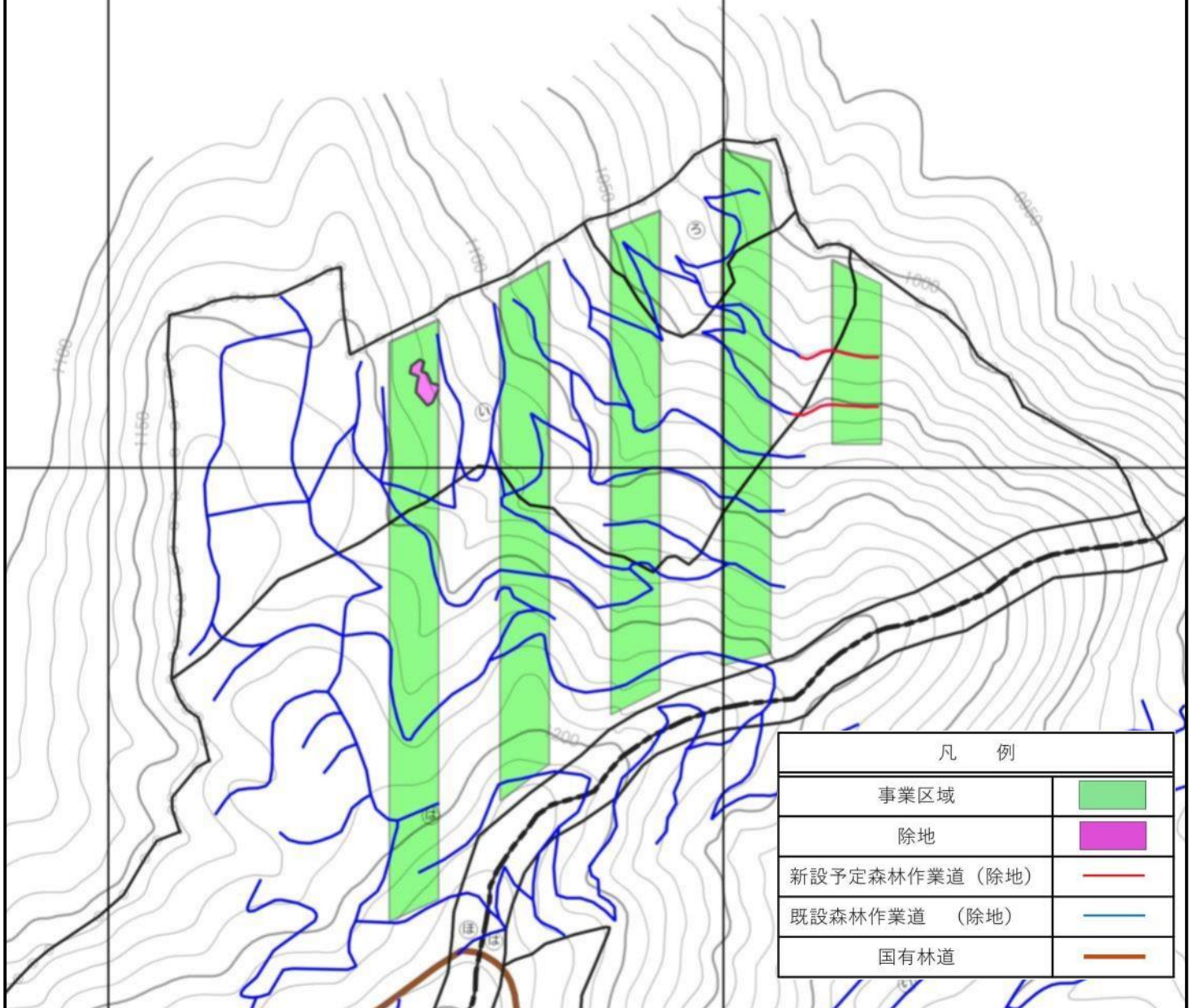


森林環境保全整備事業(小川20外誘導伐・地拵外3)実測図
徳島県三好市東祖谷古味 小川国有林20林班い小班外2





森林環境保全整備事業(小川20外誘導伐・地拵外3)実測図
徳島県三好市東祖谷古味 小川国有林20林班い小班外2



凡 例	
事業区域	
除地	
新設予定森林作業道(除地)	
既設森林作業道(除地)	
国有林道	

記番	国有林名	林小班	作業種	区域 面積 (ha)	控除面積		請負 面積 (ha)	備考
					作業道 (ha)	除地 (ha)		
3	小川	20い	地拵・植付	3.01	0.22	0.04	2.75	筋刈筋置、スギ特定苗木 4,950本
4	小川	20ろ	地拵・植付	0.56	0.06		0.50	筋刈筋置、スギ特定苗木 900本
5	檜尾	20は	地拵・植付	3.74	0.29		3.45	筋刈筋置、スギ特定苗木 6,210本

0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 km

1:5,000



森林環境保全整備事業(小川20外誘導伐・地拵外3)実測図
徳島県三好市東祖谷古味 小川国有林20林班い小班外2

